

## 陳 情 文 書 表

令 6 陳 情 第 1 5 号	令 和 6 年 1 0 月 2 1 日 受 理
件 名	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
陳 情 の 要 旨	
<p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。</p> <p>しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベースアップ評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定期昇給並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。</p> <p>現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」、「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急の処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。</p> <p>政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に、患者・利用者</p>	

負担軽減策も実施するべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。